

協議事項26

市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和2年12月10日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

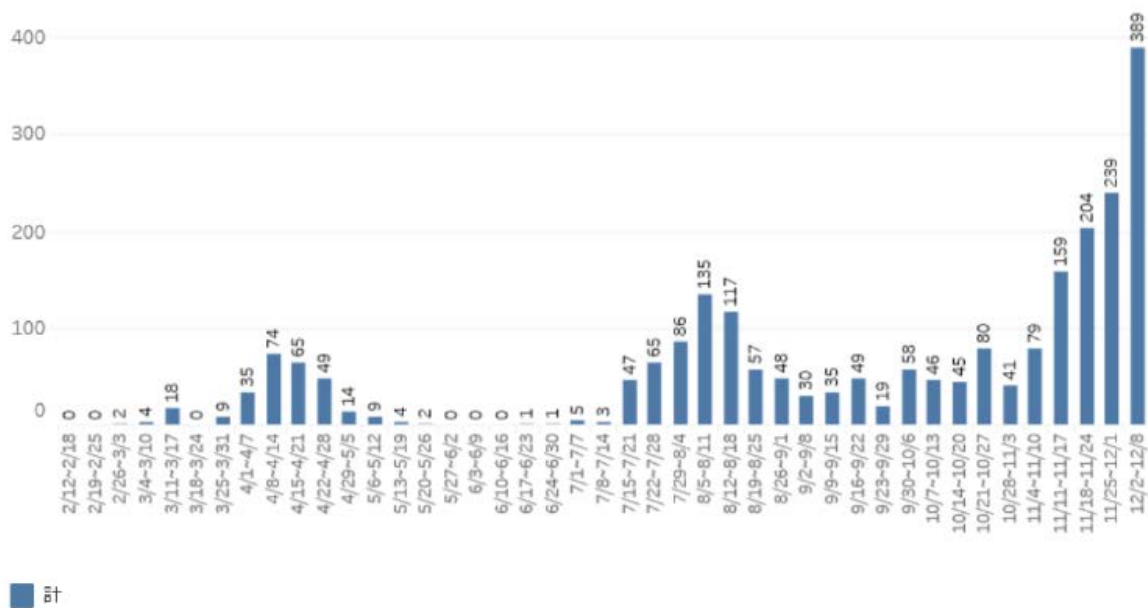
〔神戸市立学校園における感染確認状況〕 令和2年12月7日現在

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	計
児童生徒等	—	63名	28名	—	4名	95名
教職員	1名	5名	1名	2名	1名	10名
校園数	1園	34校	21校	2校	5校	63校園

※7月4日以降12月7日までの確認状況

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



※確定日基準で集計。
 ※再陽性等を含む。

教委健第 2499 号
教委環第 5356 号
令和 2 年 12 月 4 日

学校園長様

教育委員会事務局
健康教育課長
学校環境整備課長

冬季における新型コロナウイルス感染防止対策について

このたび最新の知見に基づき、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」が改訂されました。

つきましては、冬季における感染防止対策としてご留意いただきたい内容について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 基本的な感染防止対策

全国的な傾向と同様に、本市の学校園においても 10 月下旬から感染者数が増加している状況ですが、これまでの感染事例の大半が学校園内で感染者 1 人とどまっております。各学校園における感染拡大防止のための工夫や努力によるところが大きいと考えています。

引き続き学校園での適切な対策により感染拡大を抑えられるよう、以下の基本的な取り組みの継続をお願いします。

- ①家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ②手洗いの徹底（特に指先）
- ③マスクの着用
- ④多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すりなど）の消毒
- ⑤換気の徹底
- ⑥「3つの密」の回避（近距離での会話や大声での発声を控えるなど）

〔参考〕神戸市立学校園における感染確認状況（7月4日～12月2日）

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専
児童生徒等	—	61名	25名	—	4名
教職員	1名	5名	1名	2名	1名
校園数	1園	32校	19校	2校	5校

2. 冬季における換気の留意点

冬季においては空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、寒い環境においても可能な限り常時換気に努めてください。(エアコンは、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないため、エアコン使用時においても換気は必要です。)

【換気対応事例】

(1) 換気扇がある場合

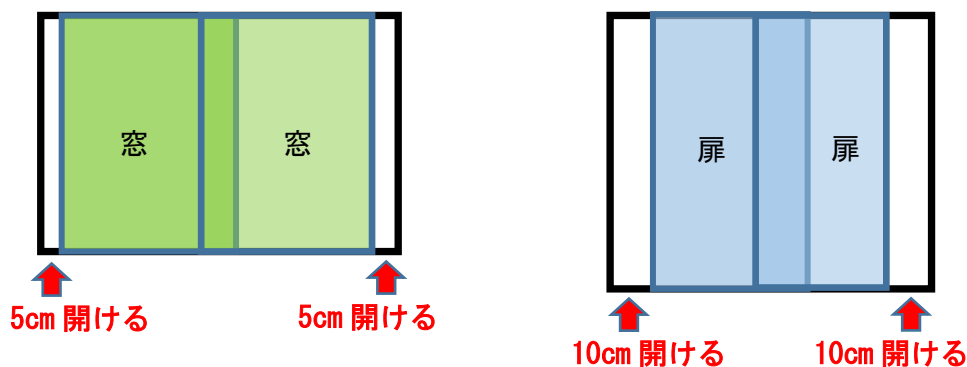
教室に設置している換気扇は、十分に室内の空気を換気する機能を備えています。授業中は窓を開けずに換気扇を運転し、休み時間ごとに数分間程度、窓や扉を広く開けて換気を行ってください。

(2) 換気扇が無い場合

授業中は可能な限り常時、困難な場合はこまめに（少なくとも休み時間ごとに窓や扉を広く開ける）、対角の2方向の窓や扉を開け、換気を行ってください。

授業中は窓を広く開ける必要はありません。対角にある窓や扉を下記例のように少しずつ開け、休み時間ごとに数分間程度、広く開けて換気を行ってください。

また、上の小窓や廊下側の欄間(らんま)がある場合は、外気が直接人に当たらないように、窓を閉め小窓や欄間を開けることにより換気を行うことも可能です。



【室温低下による健康被害の防止】

- ・室温が下がりすぎないように、暖房を強めてください。(室温は18℃以上を目安)
- ・室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、教室内での保温・防寒目的の衣服や防寒具の着用について、柔軟に対応してください。

[例] 授業中におけるウィンドブレーカーやネックウォーマーの着用、ひざ掛けの使用 など

担当 健康教育課 電話 984-0696
学校環境整備課 電話 984-0688

高等学校長 様

児童生徒課長

当面の部活動の実施について

このたび、兵庫県内の新型コロナウイルス新規感染者が急激に増加傾向になり、感染拡大特別期となったことから、兵庫県知事より外出自粛など社会活動に一定の要請がなされました。つきましては、国が定めるステージⅢやⅣ、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえて部活動について下記のとおり行うこととします。なお、部活動を実施するにあたっては、感染防止対策を徹底し、生徒及び顧問教員・部活動外部指導員（以下、顧問教員等とする）の健康・安全を十分に配慮するとともに併せて顧問教員等に周知徹底をお願いします。

記

1. 基本方針

- (1) 神戸市立高等学校部活動方針に沿った活動とする。
- (2) 対外試合や合宿等については、引き続き県内での実施を基本とする。県外で実施する必要がある場合は、下記の点を踏まえたうえで、活動地域については慎重に選定する。
 - ① 生徒・顧問教員等に、活動先で発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に学校・保護者がとるべき対応（付き添い・搬送・迎え等）を十分に考慮して計画すること。
 - ② 活動先の選定にあたっては、上記①の対応をとることが困難な地域を避けること。
 - ③ 活動先については、下記の（ア）及び（イ）を満たす地域に厳選すること。
 - （ア）神戸市及び会場周辺地域の感染レベルがともにレベル1であること。
 - （イ）政府もしくは、兵庫県・神戸市及び活動先の自治体から新型インフルエンザ等対策特別措置法による、都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請、または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- (3) 令和2年12月5日より適用することとする。

2. 活動にあたっての注意点

- (1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」および各種目団体の感染症対策をもとに、特に以下の点について感染防止対策を徹底すること。
 - ① 出発前から体調の管理に十分配慮するよう事前指導を行う。出発当日も検温と健康観察を行い、発熱や体調不良の場合は、参加を控えるよう指導する。
 - ② 合宿中も朝・夕の検温を実施し、体調不良が感じられる生徒に適切に対応する。
 - ③ 運動時、食事、入浴、就寝の時間以外は、適切なマスク着用に努め、手洗いをこまめに行う。
 - ④ 公共交通機関の利用については、換気に留意し、全員がマスクを着用するとともに、乗車時には最小限の会話にするなど工夫を行う。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」

～学校の新しい生活様式～（2020.9.3 Ver4）文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- (2) 今年度は、不測の事態が起こりうることを想定し、例年どおりの計画や活動内容を見直し、余裕のある活動計画を立てて実施すること。

3. 上記の取り扱いについては、市内や県内の患者発生状況により、変更する可能性がある。

担当：児童生徒課 山崎・西本 Tel:984-0724